

# Chihiro's カンパニー 規約

## (第1条 名称)

当団体は、Chihiro's カンパニー と称し、以下当スタジオとします。

## (第2条 所在)

当スタジオは、岡山市北区下中野348-103に本部を置きます。

## (第3条 目的)

当スタジオは、クラシックバレエ、ジャズ、エクササイズ、ヨガ、ヒップホップ、英会話等、会員の目的沿ったクラス運営を行います。ダンステクニックを磨くのはもちろんですが、礼儀、マナー、挨拶など人としての基盤も同時に身につけることを目的とします。

## (第4条 入会資格)

- 1 当スタジオの規約に同意し受講料の支払い等含め、誠意ある態度でレッスンに臨む方とします。
- 2 入会申込に際して支障があると当スタジオが判断した場合、入会を承認しない場合があります。

## (第5条 入会申込)

- 1 当スタジオに入会する方は、所定の入会フォームより必要事項を入力し、月謝の引落口座を登録の上、お申し込みください。
- 2 当スタジオが案内するスポーツ安全保険(掛金年間800円~1850円)にもご加入いただきます。

## (第6条 受講料と支払い方法)

### 月謝制会員の場合

- 1 当スタジオの受講料は別途定めるものとし月謝制会員である限り毎月支払い義務が発生します。
- 2 受講料は毎月振替システムにより、毎月8日(銀行休業の場合は翌営業日)に当月分の月謝が、自動引き落としとなります。
- 3 領収書は振り込み時の明細をもって代えさせていただきます。

### チケット制会員の場合

- 1 クラス時に現金でのお支払いとなります。
- 2 一年毎に更新料金1100円のお支払いが必要です。
- 3 必要な場合は領収書の発行いたします。
- 4 チケットをお忘れの場合は、ビジター料金で現金での受講となります。
- 5 チケットの有効期限は、初回購入日より4ヶ月有効です。

## (第7条 受講料/入会金/諸費用等の返金)

一旦納入後の受講料や入会金、諸費用等は、いかなる場合にも返金致しません。

## (第8条 レッスンスケジュール)

- 1 当スタジオのレッスンスケジュールはホームページで告知します。
- 2 当スタジオの年間クラス回数を46回と定め、クラスの公平を保ちます。
- 3 当スタジオの年間スケジュール、行事予定は毎年12月に次年度のものを通知します。
- 4 スケジュールは変更となる場合がありますが、あらかじめその旨を会員に通知します。

## (第9条 諸費用の改定)

当スタジオは会員の承諾なく受講料等を改定できるものとします。

## (第10条 各種割引制度)

家族割引、友達紹介割引など別途定める通りとします。

## (第11条 退会/休会/支払方法変更手続)

- 1 退会、休会、支払方法変更を希望する会員は、希望該当月の前月15日までに公式LINEアカウントよりその旨を申し出ると共に、当スタジオに対する債務(ある場合)の全額を支払う必要があります。
- 2 当スタジオが上記手続の完了を認めた時点で、会員は退会/休会/支払方法変更をしたこととみなされます。
- 3 月の途中で退会/休会/支払方法変更をされる場合でも、既にお支払いいただいた受講料は返金致しません。
- 5 休会期間は、原則2ヶ月までとします。
- 4 退会后、再入会される場合は再度入会金をお支払いいただきます。

## (第12条 発表会/その他舞台への参加)

- 1 発表会、その他舞台への参加は全員参加を目指しますが、それぞれの事情をふまえその限りではありません。舞台での経験は普段のレッスンでは得られないことのない大切な財産となります。

2 舞台にかかる費用は受講料とは別に納入していただきます。一旦納入後はいかなる場合も返金いたしません。(イベント等を自然災害、不可抗力などで開催できない場合も同様です。)

#### (第13条 禁止事項)

当スタジオの利用に当たり、次の行為を禁止します。

- 1 クラス進行やスタジオ運営の妨げとなる一切の行為。
- 2 許可のない録音、写真・ビデオ撮影等。
- 3 当スタジオ内外を問わず、他の受講者や関係者への迷惑となる一切の行為。
- 4 その他、法令または公序良俗に反する行為や当スタジオが不適切と判断する行為。
- 5 前項に抵触すると判断した場合、当スタジオは該当事者に対して退会を申し渡すことがあります。

#### (第14条 退会処分)

会員が次の各号に該当する場合、当スタジオは該当会員の受講資格を取り消すことができます。

- 1 第13条に該当する禁止行為を行った場合。
- 2 受講料等の支払いを正当な理由なく遅滞、または支払いを拒否した場合。
- 3 その他、当スタジオが会員として不適当と判断した場合。
- 4 前項の事由が生じた場合、会員は直ちに当スタジオへの債務を全額支払い、それらの事由の発生により当スタジオが被った一切の損害賠償の責を負います。

#### (第15条 クラスの欠席/中止/振替)

- 1 クラスを欠席する場合は、公式LINEアカウントよりクラス開始時間までにご連絡いただきます。
- 2 会員の体調、都合などでクラスを欠席した場合は、その日から1ヶ月以内に限り同等レベルクラスへの振替が可能です。振替希望クラスを公式LINEアカウントよりクラス開始時間までにご連絡いただきます。振替は月謝制会員にのみ有効です。振替を残したまま月謝からチケット制やビジター制会員に変更した場合、振替分は失効します。
- 3 当スタジオは講師、使用施設や設備にやむを得ない障害が発生した場合、クラスを他の日に振り替える場合があります。あらかじめその旨を会員に通知しますが、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 天災事変、社会情勢、近隣での事件事故、その他やむを得ない事態の発生により、クラスの実施が困難になった場合、またスタジオ所在地でクラス開始2時間前に何らかの気象警報が発令された場合は自動的にクラスは中止となります。この場合の振替は行いません。あらかじめその旨を会員に通知しますが、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (第16条 届出事項の変更)

会員は当スタジオへの届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当スタジオへ通知するものとします。変更登録がなされなかったことにより生じた損害について当スタジオは一切責任を負いません。

#### (第17条 写真/動画の使用)

- 1 本人または保護者から掲載不可の申し出がない限り、スタジオ内外の行事などの写真/動画を、個人が特定できない形でスタジオウェブサイト他に掲載することがあります。
- 2 個人を明らかに特定できる写真/動画は本人または保護者の了承を得られた場合のみ使用します。
- 3 本人または保護者から写真/動画の掲載解除を求められた場合は速やかに応じます。

#### 【スタジオ作品使用について】

スタジオレッスンで振付、練習しているダンス作品 スタジオが主催する発表会等で講師が振付構成したダンス作品 これらをスタジオ作品といたします。スタジオ作品は、その作品を振付構成した講師(作者)に著作権があります。スタジオ会員(生徒)が、勝手にスタジオ作品を発表する(イベント、お祭り等で踊る)ことは著作権を侵害する行為となり、法律でも禁止されています。もし、スタジオ作品をスタジオが主催ではないイベント等で踊りたい場合は必ずスタジオまでご相談ください。万が一ご相談なく使用された場合は、そのスタジオ会員(生徒)に対し退会等然るべき措置を取らせていただきます。

#### 【写真・動画の撮影並びにSNS上での取り扱いについて】

スタジオ会員(生徒)、その保護者はスタジオ内でのレッスンの写真・動画、スタジオが主催する発表会、出演するイベントでのスタジオ作品の写真・動画の撮影、並びにSNS等への投稿は禁止とさせていただきます。Chihiro's カンパニーのアカウントでの投稿をシェアやメンションで投稿は可能です。(入会時に会員の肖像権についてのお伺いしております。不可の場合はお申し出ください)

#### (第18条 免責事項)

- 1 当スタジオは、クラスの受講、クラスの遅延や中断等により会員または第三者が被った損害について一切の責任(賠償を含む)を負いません。当スタジオ施設内や往復中の怪我、事故、事件等についても当スタジオは一切責任を負いません。
- 2 会員が当スタジオになんらかの損害を与えた場合、当スタジオは該当会員に対して損害の賠償を請求できるものとします。

3 当スタジオ利用に際し、会員と他の会員や第三者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決し、当スタジオに一切損害を与えないものとします。

(第19条 細則)

本規約に定めていない事項、及びクラス・リハーサルについて必要な細則は当スタジオが定めるものとします。

(第20条 会員規約の改定)

本規約は、当スタジオが必要と判断した場合は会員の承諾なく改定されるものとします。尚、本規約を改定する場合は、会員全員に書面で配布することによって本規約の改定の効力が生じるものとします。

(第21条 附則)

この規約は、令和5年11月1日から施行いたします。